

土浦市いじめ防止基本方針

土浦市

はじめに

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

このことから、土浦市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）第12条に基づき、児童生徒の心身の健全な育成を図るとともに、その生命又は身体をいじめから守り、さらには児童生徒の尊厳を保持することを目的とし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する「土浦市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

この基本方針では、いじめの防止等の取り組みを土浦市全体で円滑に進め、全ての児童生徒の健全育成といじめのない社会の実現を目指すための方策を示すものとする。

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 基本理念
- 3 土浦市の基本姿勢

第2章 いじめの防止等のために土浦市が設置する組織

- 1 土浦市いじめ問題対策連絡協議会
- 2 土浦市いじめ問題対策委員会
- 3 土浦市いじめ問題再調査委員会

第3章 教育委員会が実施するいじめ防止等のための施策

- 1 いじめの未然防止及び早期発見に関すること
- 2 いじめへの対応に関すること
- 3 学校評価及び学校運営改善の実施に関すること
- 4 重大事態への対処

第4章 学校が実施するいじめの防止等のための施策

- 1 いじめの対応
- 2 学校の取り組み

第5章 保護者・地域の役割

- 1 保護者の責務と未然防止, 早期発見・解消に向けた取り組み
- 2 地域における未然防止と早期対応

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

2 基本理念

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。いじめは、全ての児童生徒に関わる問題である。周囲ではやし立て、面白がって見ている「観衆」は、いじめを助長する存在である。

また、見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめには直接荷担はしないが、加害者側には暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめを助長する可能性がある。被害者にとっては「傍観者」の行為はいじめと同じくらい卑劣な行為と感ぜられることもある。もしいじめがあれば、それを止める仲裁者となれるよう、いじめを決して許さない意識を児童生徒に育むことが大切である。

いじめの形態は、児童生徒の人権意識やコミュニケーション能力の未熟さ、価値観の多様化などによって複雑になっており、インターネットを通じて行われるいじめも発生するなど、現代社会を反映している。

そのため、いじめの防止等については、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行われなければならない。

また、いじめを認知した場合、いじめを受けた児童生徒の生命や身体を保護することが重要であることから、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体で取り組まなければならない。

3 土浦市の基本姿勢

- (1) 児童生徒が安心して生活できるよう、いじめの防止に向けて必要な啓発を行う。
- (2) いじめの防止にあたっては基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に実施する。
- (3) いじめの予防及び早期発見、防止に資するため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化その他必要な体制の整備を図る。
- (4) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講ずる。

第2章 いじめの防止等のために土浦市が設置する組織

1 土浦市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、教育委員会、警察署その他関係者により構成される「土浦市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2 土浦市いじめ問題対策委員会の設置

重大事態（疑い含む）が発生し、教育委員会が調査主体となって、当該重大事態に係

る調査を行う場合は、教育委員会は、速やかに「土浦市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）に調査を依頼する。

この対策委員会は、教育に関係する者、心理又は福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、第三者（当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をいう。）をもって構成し、その公平性及び中立性を確保する。また、対策委員会は、いじめの防止等のための対策に関する調査及び審議を行う。

3 土浦市いじめ問題再調査委員会の設置

市長は、教育委員会から重大事態（法第28条の重大事態をいう。以下、この方針において同じ）の調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第30条第2項の規定に従い、調査の結果について再度調査（以下「再調査」という。）を行う土浦市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

再調査委員会の委員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理又は福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者の中から市長が委嘱する。

また、市長及び教育委員会は、再調査委員会の調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

第3章 教育委員会が実施するいじめ防止等のための施策

1 いじめの未然防止及び早期発見に関すること

- (1) 児童生徒の豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援並びに児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- (3) いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- (4) 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるいじめ電話相談、教育相談員などの体制を整備する。
- (5) 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等の資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめに対しては、警察等の関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見及び早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなどの必要な啓発活動を実施する。

2 いじめへの対応に関すること

(1) いじめに対する措置

ア 法第23条第2項の規定により学校から報告を受けたときは、教育委員会は、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

イ 教育委員会は、学校から報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して

学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなどのいじめを受けた児童生徒その他児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

(2) 学校の指導のあり方等についての指導・助言

ア いじめが起きたときは、学校は被害児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対して事情及び心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導し、支援するための必要な措置を講ずる。これらの対応については、学校においては、教職員全員の共通理解、保護者の協力並びに関係機関及び専門機関との連携の下で取り組むよう指導し、又は助言する。

イ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なもの及び児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校においての適切な指導及び支援並びに被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談し、又は通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導し、又は助言する。

3 学校評価及び学校運営改善の実施に関すること

(1) 学校評価及び教員評価の留意点

学校が学校評価等においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無又はその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握及び対応が促され、並びに日頃からの児童生徒の理解、いじめの未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応及び組織的な取り組み等を評価するよう、教育委員会は学校に対し、必要な指導又は助言を行う。

(2) 学校経営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、教育委員会は、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図ることなどを学校に指導又は助言し、学校経営の改善を支援する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

法第28条は、重大事態を以下のように示している。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校と教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告、調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告と調査について

ア 報告

学校は、重大事態（疑い含む）と思われる案件が発生したときは、直ちに教育委員会に報告する。

イ 調査

法第28条の規定による調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものであり、学校又は教育委員会が主体となって調査

を行うこととする。学校が主体となる調査は、既存の学校いじめ対策組織に第三者を加えた組織が行い、教育委員会が主体となる調査は、対策委員会が行う。

ウ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用、いじめられた児童生徒の就学学校の指定の変更又は区域外就学等いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(3) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

教育委員会は、調査結果を市長に報告する。

第4章 学校が実施するいじめの防止等のための施策

1 いじめの対応

(1) 「学校の基本方針」の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、「国の基本方針」又は「市の基本方針」を参酌して、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについて、基本的な考え方、取り組みの内容等を盛り込んだ「学校の基本方針」を策定する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭その他関係者により構成するいじめの防止等の対策のための組織を設置する。

2 学校の取り組み

(1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること

ア 未然防止

児童生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育、体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して社会性を育むために、以下のような活動を重視する。

- ①授業、学級活動及びホームルーム活動の充実
- ②自治的及び自発的な児童会活動並びに生徒会活動の実施
- ③教育相談及び個別面談の充実
- ④インターネットを通じて行われるいじめへの対応

イ 早期発見

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るという共通認識を持ち、全ての教育活動を通じて、児童生徒の観察等を行い、いじめを受けているという兆候を見逃さないようにするために、以下のことを重視する。

- ・いじめに関するアンケート調査の実施
- ・保護者とのきめ細やかな連携
- ・相談窓口の周知

(2) いじめの対応に関すること

学校は、いじめの連絡又は相談を受けたときは、速やかに被害者の安全を確保するとともに、いじめの防止等の対策のための組織において対策会議を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。その際には以下の点に十分配慮する。

- ・被害者の保護及び被害者の保護者への対応
- ・いじめの実態の把握
- ・加害者への指導及び加害者の保護者への助言
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対応

第5章 保護者・地域の役割

1 保護者の責務と未然防止、早期発見・解消に向けた取り組み

- (1) 保護者は、子どもの話に耳を傾け、「認める」「褒める」「叱る」ことを通して、子どもが決まりを守るなどの規範意識を身に付けられるように努める。
- (2) 保護者は、子どもの小さな変化を見逃さず、困っている様子があれば、子どもの話に耳を傾け、いじめの未然防止及び早期発見に努める。その際は、事実関係を冷静に判断し、必要があるときは、学校又は専門機関に相談する。
- (3) 子どものスマートフォン、携帯電話等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめを受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかの確認を行う。
- (4) 子どもがいじめを受けたときは、子どもの身体の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図る。また、子どもがいじめをしたときには、その行為をやめさせるとともに、学校へ連絡する。
- (5) 子どもを通していじめの情報を把握したときは、子どものいじめとの関わりを確認するとともに、学校へ連絡し、又は相談する。

2 地域における未然防止と早期対応

- (1) 地域と学校が互いの情報を共有したり、それぞれの活動に協力したりすることで、連携を図るよう努める。
- (2) 地域の行事及び地域における社会体験活動を通して、児童生徒同士、又は児童生徒と地域住民との心の結びつきを深める環境づくりを推進する。
- (3) 地域住民は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときは、当該児童生徒に声かけなどを行い、様子を見るとともに、教育委員会又は学校へ連絡することに努める。
- (4) 民生委員・児童委員等は、地域においていじめの発見に努め、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときは、教育委員会又は学校と協力して対応する。